

## 奈良県特定最低賃金の改正決定にかかる答申について

奈良労働局長（伊達浩二）は、奈良地方最低賃金審議会（会長 伊藤忠通）に対し、平成30年8月8日に諮問をした、「奈良県特定最低賃金」の改正決定について、同審議会から10月25日に答申を受けました。

答申の内容は次のとおりです。

- 1 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
改定額 時間額 878円（引上額 18円）
- 2 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
改定額 時間額 865円（引上額 16円）
- 3 奈良県自動車小売業最低賃金  
改定額 時間額 867円（引上額 16円）

奈良労働局長は、同日付けでこの答申の要旨の公示を行いました。

この公示では、当該改正決定に異議のある関係労働者及び関係使用者は、11月9日までに異議の申出書を提出することとしています。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年12月26日からとなる予定です。

異議申出があれば、異議の内容等について、同審議会において再度審議が行われます。

～ 最低賃金についてのお問い合わせ先 ～

奈良労働局 労働基準部 賃金室

〒630-8790 奈良市法蓮町 387 奈良第3地方合同庁舎

電話番号：0742-32-0206

ファックス番号：0742-32-0212

## 奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示

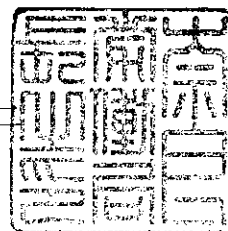
奈良労働局一般公示第42号

平成30年10月25日、奈良地方最低賃金審議会から奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金及び奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項の規定に基づき、その要旨を別紙1から別紙3のとおり公示する。

なお、奈良県の区域内で、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業若しくは自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、適用される当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、平成30年11月9日までに奈良労働局長あて（奈良市法蓮町387番地、奈良第三地方合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成30年10月25日

奈良労働局長 伊達 浩二



奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る奈良地方最低賃金審議会の意見の要旨

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間878円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る奈良地方最低賃金審議会の意見の要旨

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め又は電線被覆はく離の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間865円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る奈良地方最低賃金審議会の意見の要旨

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 洗車又はワックスかけの業務
  - ハ 塗装におけるマスキングの業務
  - ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務
  - ホ 書類等の事業場内集配の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間867円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり